

## 第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

### 第5部－第4 生活支援の充実

#### I まちづくり指標

##### ● これまでの取り組みと課題

生活保護制度は昭和 25 年に生活保護法が制定されて以来、「最後のセーフティーネット」(注1)として機能してきました。生活保護の受給者は、平成7年度を底に全国的に一貫して増え続けてきましたが、三鷹市では、職員体制も強化しながら、制度の適正な運用と就労をはじめとする自立支援に努め、平成 25 年度以降は、ほぼ横ばいの傾向となっています。これは、雇用情勢の改善等に加え、平成 17 年度から、市が積極的に取り組んできた就労支援をはじめとする自立支援プログラムの成果もあげられます。今後も、生活保護に至る前の第二のセーフティーネット(注1)として平成 27 年4月から開始した生活困窮者自立支援制度の活用や生活保護受給者の自立支援のさらなる充実に取り組みます。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査の実施やジェネリック医薬品(注2)の利用促進などによる医療費の適正化や、国民健康保険税の改定などにより、保険財政の健全化を図ってきました。しかし、国民健康保険の構造的な問題から、その財政状況は大変厳しい状況です。このような状況の中で、低所得者層に対する負担軽減の拡充と保険財政の健全化が求められています。

平成 20 年度に創設された後期高齢者医療制度は、その運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の徴収や申請の受付等をきめ細かく、丁寧な対応に努めてきました。

(注1)セーフティーネット:直訳すると「安全網」ですが、社会保障制度の仕組みを表す用語として使用されています。第一は、年金、雇用などの社会保険、第二のセーフティーネットとは、最後のセーフティーネットである生活保護に至ることなく、いち早く再就職に結びつける雇用・生活・住宅に関する諸事業のことを指します。

(注2)ジェネリック医薬品:後発医薬品とも言われ、特許が切れ、安価に供給できる医薬品を製薬会社が製造あるいは供給する医薬品のことを指します。

##### ● 施策の方向

だれもが安心して生活が営めるように、生活保護については、生活に困窮した方が相談しやすい体制にするとともに、制度のより一層の適正化に取り組みます。また、生活保護受給者の自立支援のための体制整備を図り、就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援を充実します。また、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援や低所得者・離職者支援を引き続き推進します。

国民健康保険事業の運営は、特定健康診査・保健指導の実施において「三鷹市特定健康診査等実施計画」で定める目標達成に努め、ジェネリック医薬品の利用についてもさらに利用促進を図ることで医療費の適正化に努めます。今後、国の動向を見極めつつ、国民健康保険税の収納向上を図るとともに、その負担のあり方について検討し、国民健康保険財政の健全化を図ります。

なお、国や東京都に対して、財政基盤の拡充・強化や医療保険制度の一本化に向けた国民健康保険制度の改革を進めるための要請を行い、国民健康保険制度の改善に努めます。

後期高齢者医療制度は、国の高齢者医療制度改革の動向に注視し、適切な対応を図ります。なお、その間は東京都後期高齢者医療広域連合と連携しながら、丁寧な対応に努めます。

#### II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成 22 年度)	前期実績値 (平成 26 年度)	中期目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 34 年度)
就労支援事業による就労者数	55 人	94 人	110 人	増加

生活保護の就労支援プログラム及び生活困窮者自立支援事業における新規就労者数を示す指標です。生活保護受給者への自立支援プログラムの拡充と生活困窮者への就労支援の充実により、就労による自立助長を図ります。

※生活困窮者自立支援事業は、平成 27 年度より開始しました。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
  - ・市民は、生活保護の受給にあたり、資産・能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用します。
  - ・自立支援プログラムに関係する事業者等は、福祉事務所と連携して被保護者の自立支援に努めます。
- 市の役割
  - ・市は、必要な人に必要なサービスが届くように、生活保護制度や生活困窮者自立支援事業の周知を図ります。
  - ・市は、関係機関と連携し自立支援プログラムに基づき、生活保護受給者の自立支援に努めます。
  - ・市は、生活保護制度の適正実施に努めます。
  - ・市は、国民健康保険財政の健全化を図るとともに、国や東京都に対し財政基盤の拡充・強化や国民健康保険制度の広域化を進めるための要請を行い、制度の改善に努めます。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

#### 1 生活保護

(1)生活支援の充実	◎ ①生活保護制度の適正な運用
	※ ②生活保護の運用体制の整備
	③相談体制の充実
(2)自立支援の充実	◎ ①自立支援プログラムによる支援の推進
	②就労支援の充実

#### 2 生活のセーフティーネット

(1)生活環境の整備	◎ ①買物環境の整備 (「第2部-第4 1商業環境の整備」参照)
(2)生活基盤の支援	※ ①社会福祉協議会との連携
	※ ②低所得者・離職者支援の実施
	※ ③社会的孤立の防止と地域交流の推進
	④生活資金の融資あっせん (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
⑤中国残留邦人等への地域生活支援	
(3)自立支援の促進	◎ ①生活困窮者自立支援事業の推進
	◎ ②就職面接会・就職支援セミナーの開催 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
	◎ ③子ども・若者支援の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)
	◎ ④子どもの貧困対策の推進 (「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照)
	※ ⑤高齢者就業支援事業の推進 (「第2部-第5 消費生活の向上」参照)
	⑥生活安心、自立支援の拡充 (「第6部-第2 子育て支援の充実」参照)

#### 3 国民年金

(1)年金加入の促進	①相談等の充実
(2)年金制度の改善	①年金制度の充実要請

#### 4 医療保険

(1)国民健康保険事業の運営	①保険財政の健全化
	②保険税の収納率の向上
	③医療費の適正化
	④特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進 (「第5部-第5 健康づくりの推進」参照)
(2)国民健康保険制度の適切な対応	◎ ①国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応
	◎ ②国保データベース(KDB)システムへの参加と活用
(3)後期高齢者医療制度の適切な対応	①後期高齢者医療制度の適切な対応

#### 5 推進体制の強化

(1)関係機関等とのネットワーク強化	◎ ①相談窓口機能・連携の強化
	◎ ②関係機関との連携強化

### V 主要事業

#### 1-(1)-① 生活保護制度の適正な運用

生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムをはじめとする支援の実施により、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化や資産調査等の取り組みを強化します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
生活保護制度の適正な運用	適正な運用	実施	実施				→

#### 1-(2)-① 自立支援プログラムによる支援の推進

生活保護受給者の社会的・経済的な自立を促進するため、自立支援プログラムに基づき、自立支援員(注3)の活用や関係機関との連携により、就労支援をはじめ、健康管理や金銭管理の支援、債務整理支援等を実施します。

(注3)自立支援員:生活保護受給者の自立を支援するために配置された就労支援員、退院促進支援員、健康管理支援員などの専門の非常勤職員の総称です。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
自立支援プログラムによる支援の推進	自立支援プログラムに基づく、就労及び社会生活や日常生活の支援の実施	拡充	充実				→

#### 2-(3)-① 生活困窮者自立支援事業の推進

様々な要因から生活に困窮している方の社会的・経済的自立を支援するため、関係機関等との連携を図りながら、相談から自立まで継続的な支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を実施します。実施にあたっては、窓口を開設し、専門の支援員を配置するとともに、相談者の意向を確認しながら、必要な支援(住居確保給付金・就労準備支援・学習支援等)を行います。また、実施状況を評価・検証する中で事業拡充についても検討していきます。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
生活困窮者自立支援事業の推進	関係機関等と連携した支援の充実	検討・準備	実施	充実			→

#### 4-(2)-① 国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応

平成30年度からの国民健康保険制度の都道府県単位化を見据えて、新たな制度運営に向けた検討と準備を進め、適切に対応します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
国民健康保険制度の都道府県単位化への適切な対応	国民健康保険事業の安定的な財政運営	—	検討	→	準備	実施	推進

#### 4-(2)-② 国保データベース(KDB)システムへの参加と活用

市民の健康増進を図るため、国保連合会が提供し、全国の市町村が共同利用する国保データベース(KDB)システムの、健診・医療・介護の情報を活用することにより、地域の健康課題を把握し、データに基づいた効果的な保健事業を実施します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
国保データベース(KDB)システムへの参加と活用	データを活用した保健事業の実施	—	参加	活用			→

#### 5-(1)-① 相談窓口機能・連携の強化

#### 5-(1)-② 関係機関との連携強化

市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策をより効果的に実施するため、より一層の周知を図るとともに、関係機関等との緊密な連携により、各窓口の機能・連携を強化します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期達成状況(26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
相談窓口機能・連携の強化	窓口機能・連携の強化	実施	充実				→

## VI 推進事業

#### 1-(1)-② 生活保護の運用体制の整備

生活保護制度を適正に運用するため、関係機関との一層の連携強化を図るとともに、地区担当員の増員など実施体制の整備に努めます。

#### 2-(2)-① 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護受給世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を支援する制度の周知を図ります。

#### 2-(2)-② 低所得者・離職者支援の実施

生活困窮者自立支援事業において、就労支援・就労準備支援を行うとともに、離職により住居を喪失または失うおそれのある世帯等への家賃相当額の支給を行い、住居の確保を行いつつ就労機会の確保を図る住居確保給付金支給事業の利用を推進するなど、生活困窮状態からの脱却を図る

ていきます。こうした生活の不安や心配を抱える方について、さり気ない地域の見守りの中から生活困窮者自立相談支援窓口へのアクセスも検討していきます。

#### 2-(2)-③ 社会的孤立の防止と地域交流の促進

生活困窮の要因となる若者、高齢者などの社会的孤立を防止するため、各種相談窓口に関する情報発信を積極的に行うとともに、地域ケアネットワークや見守りネットワーク事業などの「支え合い」の仕組みを通して地域交流の促進を図ります。

## **VII 関連個別計画**

・健康福祉総合計画 2022